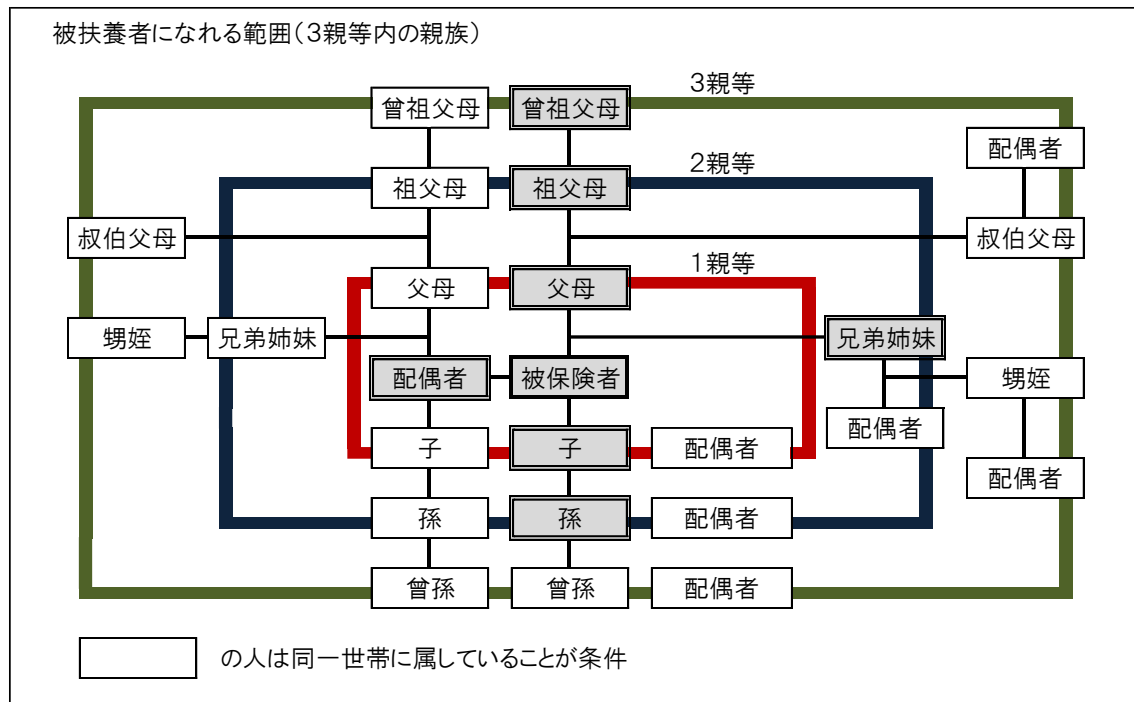


被扶養者の範囲・認定について

被扶養者になるための条件

1. 被扶養者の範囲（三親等内の親族）に含まれていること。
 2. 収入限度額を超えていないこと。
 3. 主として被保険者の収入によって生計を維持されていること。
 4. 75歳（一定の障害がある人は65歳）未満であること。
- （後期高齢者医療制度の被保険者となる者は、被扶養者にはなりません。）



同一世帯とは

被保険者と同居して家計を共にしている状態をいいます。

同住所に居住していても、住民票が世帯分離により世帯が別になっている場合は、基本別居とみなします。

収入基準

被扶養者の収入とは、継続的に生じる収入のすべてを含みます。

- ・ 給与収入（交通費等を含む総収入）
- ・ 事業所得
- ・ 個人年金、公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金、船員保険年金、厚生年金基金等、課税対象ではない遺族年金、障害年金、恩給等も含まれます）
- ・ 不動産収入
- ・ 雇用保険失業給付金
- ・ 傷病手当金、出産手当金
- ・ その他、実質的に収入と認められるもの

収入限度額

年間収入とは、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の見込み収入額となります。

- ・一年を超えない有期契約の場合であっても年間ベースに直して計算し月額で判断します。
- ・失業給付金、傷病手当金、出産手当金受給の場合は月額で判断します。

認定対象者	年 間	月 額	日 額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
19～22歳※ ¹	150万円未満	125,000円未満	4,167円未満
60歳以上※ ²	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

※¹配偶者は除く。

被扶養者認定(確認)が行われる年の12月31日現在の年齢で判断する。

(健康保険法等の取扱いと同様、年齢の加算＝誕生日の前日 とされる点に注意。

誕生日が1月1日の者は12月31日に年齢が加算され、19～22歳を迎える年が対象。)

※²または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

・被保険者と同居の場合（認定対象者が被保険者と同一世帯にある場合）

- ・認定対象者の収入が、上記の収入限度額未満であること。
- かつ、認定対象者の収入が被保険者収入の2分の1未満であること。
- ・主として被保険者の収入によって生計を維持されていること。

・被保険者と別居の場合（認定対象者が被保険者と同一世帯にない場合）

- ・認定対象者の収入が、上記の収入限度額未満であること。
 - かつ、認定対象者の収入が被保険者収入の2分の1未満であること。
 - ・認定対象者の収入が被保険者からの仕送り額（援助額）より少ないこと。
 - ・主として被保険者の仕送り（援助）によって生計を維持していること。
- (毎月の仕送りが必要です。手渡しや数か月分まとめた仕送りは認められません。)

優先扶養義務者がいる場合

認定対象者に優先扶養義務者（例：母の場合は「父」等）が他にいる場合は、原則として被扶養者とすることはできません。ただし、優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者の収入により主として生計を維持されている状態と判断できる場合には、被扶養者として認定される場合があります。

なお、父母など配偶者がいる者の認定にあたっては、収入について「夫婦一体」として考え、双方の収入を『認定対象者の収入』とします。

被扶養者の認定には何よりも公正な審査が重要であり、健康保険組合では行政の通達等に基づいて被扶養者として適正かどうかを判断しています。

ご理解とご協力をお願い致します。